

行政書士いわて



第132号 平成26年4月30日発行

発行所 岩手県行政書士会 発行人 田村 格
〒020-0024
岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階
TEL : 019-623-1555 FAX : 019-651-9655
E-mail : info@iwate-gyosei.jp URL : <http://iwate-gyosei.jp/>



—— 四十四田公園（盛岡市）から残雪の岩手山を望む ——

Contents

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| P2-4 日本政策金融公庫と覚書締結 | P11 コスモス講演会報告 |
| P5-7 クローズアップ（暴力団排除活動） | P12-13 事務所訪問「おじゃまします！」 |
| P7 被災地支援活動について | P14-17 本会の動き |
| P8 「今月、この人」岩手県建設業協会会長 | P18 会員の動向 |
| P9 知的資産経営シンポジウム参加報告 | P20 行政書士記念日広報活動報告 |
| P10 業務受託委員会報告（自動車登録相談員派遣等） | |



日本政策金融公庫 盛岡支店、一関支店と「中小企業等支援に関する覚書」を締結

平成26年3月18日（火）、岩手県内の中小企業等における経営の安定及び経営基盤の強化を目的とした支援に取り組むため、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

日本政策金融公庫盛岡支店で行われた覚書締結には、本会から正副会長と総務・経理部長、公庫側から盛岡支店長、一関支店長を含め6名の計11名が出席し、テレビ・新聞各社の報道機関も取材の中、田村会長と内山盛岡支店長、高橋一関支店長が覚書に調印しました。

この覚書締結は、平成24年3月29日に日本行政書士会連合会と日本政策金融公庫が締結をした連携のための覚書を基に、中小企業等に対するより細やかな対応をめざして全国各単位会で覚書締結が進められているもので、このたび岩手県行政書士会においても締結をする運びになりました。



（左から）内山盛岡支店長、田村会長、高橋一関支店長



覚書の目的は、県内の中小企業等の資金調達や許認可などの申請手続きに関する問題解決を相互の得意分野を生かしながら連携していくことにあります。

具体的な連携の内容は、以下のとおりです。

- ① 中小企業等への情報提供
- ② 相互の研修等への講師派遣
- ③ 地域における経済情報、動向等に関する情報交換
- ④ 個別企業からの相談への対応

今後、会員皆様の幅広い取り組みをよろしく願っています。

（総務・経理部長 阿部芳夫）



中小企業等支援に関する覚書

岩手県行政書士会（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫盛岡支店及び一関支店（以下「乙」という。）は、中小企業者及び農林水産業者（以下「中小企業等」という。）の経営の安定及び経営基盤の強化を目的とした支援に連携して取り組むため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、中小企業等の経営安定が新たに産業の創出に寄与して就業の機会を増大させ、また、市場における公正な競争を促進し、地域経済の活性化を促進することに鑑み、甲と乙が連携して中小企業等の活動を支援することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、連携して次の事項を行うものとする。

- (1) 中小企業等への情報提供
- (2) 相互の研修等への講師派遣
- (3) 地域における経済情報、動向等に関する情報交換
- (4) 個別企業からの相談への対応
- (5) その他中小企業等からの支援に寄与する事項

（連携窓口の設置等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を円滑に推進するために、連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本覚書に基づく連携において知り得た情報を連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいをしてはならない。

2 甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得る等の必要な手続きを行うものとする。

3 本覚書の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 甲及び乙は、本覚書に基づく連携において知り得た情報の複写又は複製について、連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第7条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第8条 甲及び乙は、本覚書上の義務違反があった場合又は秘密が漏えいする恐れが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙いずれか一方が相手方に対し、別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1か月前までに通知することにより、相手方何ら責任を負うことなく、本覚書を失効させることができるものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項又は解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決する。

本覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月18日

甲 岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号

岩手県行政書士会

会 長 田 村 格 ㊟

乙 岩手県盛岡市菜園二丁目7番21号

株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

支店長 内 山 幹 雄 ㊟

岩手県一関市城内1番9号

株式会社日本政策金融公庫一関支店

支店長 高 橋 恵 一 ㊟

《TOPICS》

◆ 森林の土地の所有者届出制度について

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。 制度の内容について、詳しくは林野庁ホームページをご覧ください。

◆ 平成25年度岩手県行政書士会関係法規の一部改正及び新規制定について

会員皆様に既に追録をお送りいたしましたが、それぞれ理事会の決議により次のとおり一部改正及び新たに制定された法規についてお知らせいたします。 (総務・経理部長 阿部芳夫)

〔一部改正〕 岩手県行政書士会支部交付金交付規程（平成25年12月17日施行）

岩手県行政書士会届出等様式及び手数料等に関する規則（平成25年12月17日施行）

〔新規制定〕 岩手県行政書士会職務上請求書取扱規程（平成26年3月11日施行）

岩手県行政書士会倫理規程（平成26年3月11日施行）

岩手県行政書士会個人情報保護規則（平成26年3月11日施行）

クローズアップ

行政書士業務からの暴力団排除の取り組みについて

岩手県警察本部刑事部組織犯罪対策課

組織犯罪対策第二担当課長補佐 三浦 好之

岩手県行政書士会会員の皆様方には、平素から、各種業務を通じて社会からの暴力団排除活動をはじめとして、警察活動の各般にわたり、ご理解とご協力を賜っていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成19年6月19日の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」いわゆる「企業指針」が策定され、また、平成23年中には、全国各都道府県において暴力団排除条例が制定・施行されたこと等を受け、近年、社会における暴力団排除の気運はかつてないほどの高まりを見せております。このようななか、平成25年末現在における全国の暴力団構成員等は約58,600人で、前年に比べ約4,600人減少し、4年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しております。しかしながら、昨年、全国では暴力団等によるとみられる事業者襲撃事件が23件、対立抗争に起因するとみられる不法行為が27回発生しており、これらの事件の中には、銃器等が使用されているものもあり、暴力団等は、依然、地域社会に対する大きな脅威となっております。

岩手県内では、平成25年末現在で14団体、約360名の暴力団構成員等を把握しており、前年に比べ1団体が減少したものの、構成員等の数はほぼ横這いの状況であります。県内における昨年の暴力団犯罪の検挙状況は44件35名で、前年に比べ件数で8件、人員で1名増加しております。

皆様既にご承知のことと思いますが、岩手県では、平成23年7月1日に「岩手県暴力団排除条例」が施行されました。この条例において、事業者は、事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないと明記されるとともに、契約時の措置として、

- ① 取引の相手方等が暴力団員等ではないことを確認する。
- ② 書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をしないで契約を解除することができる旨の規定（暴力団排除条項）を定める。
- ③ 上記規定を定めた契約を締結した場合において、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに契約を解除する。

よう努めるものとされております。

行政書士は、取り扱う業務範囲が広いが故に、日々の業務を通じて暴力団員等と関わるリスクが比較的高いのではないかと考えられます。暴力団員等は、カネを得るためにありとあらゆる手段を講じてきます。社会情勢の変化に応じて暴力団の資金獲得活動（いわゆる「シノギ」）も多様化してきており、最近では、密接な関係を持ち、自分の息のかかった人間を隠れ蓑にして、自らは巧みにその姿を隠しつつ表の経済活動に進出しようとする者もおります。皆様方の側からすすんで暴力団員等に近付いて行くことではないと思いますが、十分に注意をしなければ、知らず知らずのうちにこのような人間との関わりを持ってしまうことがあるかも知れません。このような事態を避けるためにも、契約を結ぶ際には暴排条項を盛り込んだ契約書を用いると共に、契約の相手方に少しでも疑念が生じた場合には、確実に身分確認を行うようお願いいたします。

警察では、暴力団による危害を防止し、社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的に活用するために、一定の条件を満たす場合に暴力団情報を部外に提供することも行っておりますし、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター（「暴追センター」）においても、新聞記事等の公知情報を基

にして全国暴力追放運動推進センターが整備した暴力団情報のデータベースを保有しており、県民・事業者からの相談に随時応じております。皆様方には、このようなことを念頭に、いざという時には、迷わず相談していただきたいと思います。

また、暴追センターでは、岩手県公安委員会の委託を受け、「不当要求防止責任者講習」を開催しております。この講習は、暴力団等からの不当要求による被害を防止するため、暴対法の規定に基づき、事業者が選任した責任者を対象として行っているものであり、最近の暴力団情勢や不当要求による被害を防止するための措置、不当要求への対応要領等について、暴追センター職員や県警組織犯罪対策課員が講話等を行うものであります。行政書士の皆様方は、業務上、風俗営業等の各種許可業務や職務上請求書を使用しての職権による戸籍・住民票の取得等、ともすれば暴力団員等からの不当要求を受けやすい立場にあると思われますので、こうした講習を通じて暴力団等の実態や不当要求があった場合の対応等について理解を深めていただくのも良いかも知れません。

警察は、関係機関及び地域や職域において暴力団排除活動に取り組んでいる団体の方々と連携して社会からの暴力団の根絶に向けて取り組んでおります。行政書士の皆様方におかれましても、こうした警察の取り組みについてご理解いただき、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士業務と暴力団排除活動

担当副会長 及川 暉久

本会は、平成 24 年 8 月 28 日、「岩手県行政書士会暴力団等排除対策委員会規則」を制定しました。これは行政書士の、「他人の依頼を受け、官公署に提出する書類、その他権利義務または事実の証明に関する書類並びに契約その他に関する書類を作成し、関連する書類を官公署に提出すること等の代理及び相談することを業としている」立場から、暴力団等の反社会的勢力を排除することを目的として制定されたものです。こうした中、昨年は大手金融機関等の暴力団組員への融資をめぐる事案が表面化し、各界から厳しく指弾された出来事があったことは記憶に新しいところです。

また、岩手県では、「岩手県暴力排除条例」において、次のとおり事業者に義務付けています。

○ 事業者の責務(第 5 条第 2 項)

事業者は、基本理念にのっとり、その行い、又は行おうとする事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

○ 利益の供与等の禁止 (第 14 条)

- ・ 事業者は、事業に関し、暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定したものに對し、相当の反対給付を受けないと認められる利益の供与をしてはならない (第 2 項)。
- ・ 事業者は、事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定したものに對し、情を知って、暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない (第 3 項)。
- ・ 事業者は、事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取り扱いをしてはならない (第 4 項)。

○ 契約時の措置 (第 16 条)

- ・ 事業者は、事業に関し、取引の相手方、当該取引の代理又は媒介する者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする (第 1 項)。
- ・ 事業者は、事業に関し書面による契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方

が暴力団員等であることが判明したときは催告しないで当該契約を解除することができる旨の規定を定めるよう努めるものとする（第2項）。

- ・ 事業者は、前項の規定を定めた契約を締結した場合において、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする（第3項）。

こうした社会情勢を受けて、許認可申請や権利義務に関する業務に従事する行政書士としては、業務を行うに当たり、相手方の「本人確認」を励行することは言うまでもありません。さらに、行政書士は、犯罪収益移転防止法の見地から、契約の締結を行う場合には

- 「本人確認」を行い、かつ「本人確認記録」の作成
- 行為の代理等を行ったときは「取引記録」等の作成
- 「本人確認記録」及び「取引記録等」の7年間保存

する義務があります。

しかし、暴力団員等は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織または活動の実態を多様化・不透明化させていることも事実です。私たちが、暴力団員等と「関わらない」、「関わりないつもり」でいても、彼らが「勝手に近寄ってくる」ことに十分注意しなければなりません。警察は、「暴力団排除等のための部外への情報提供」について門戸を開いておりますので、私たち行政書士は、県民から委託される業務が安心して遂行できるよう、岩手県警察及び岩手県暴力団追放推進センターとの窓口を確立していく必要があります。

今年度の被災地支援活動について

岩手県行政書士会 3.11 復興支援プロジェクト

県民支援・広報部門リーダー 坂本 真悦

1. 「なんでも相談会」の開催

昨年度から引き続き、陸前高田市、釜石市、山田町で月1回、毎月第2土曜日、10:00～15:00に無料相談会を以下の通り開催することになっており、それに伴う各種媒体による告知、チラシ配布も行っています。

実施市町村	開催場所	4月の実施状況
陸前高田市	陸前高田市役所東棟第7・第8会議室	12日：相談件数14件、相談員4名
釜石市	シープラザ釜石	(4月はお休み)
山田町	中央コミュニティセンター、中央公民館他	12日：相談件数16件、相談員3名

2. 相談員研修会の実施

被災地の復興・高台移転等が本格化してくるにつれて、相談の内容も、生活再建事業等についてのより具体的なものが多くなってきました。そこで、相談員として協力いただく会員向けの研修会を6月に実施することとなりました。詳しくは別途、全会員に案内いたします。地域事情に即した生活再建事業等についての研修会となります。現在、50名ほどの会員に相談員としてご協力いただいておりますが、さらに広く、相談員を募りたいと思いますので、是非ご参加ください。

寄稿「今月、この人」

震災の復旧・復興をオール岩手で



一般社団法人 岩手県建設業協会
会長 宇部 貞宏

東日本大震災から3年余りが経過いたしました。いまだに被災された方々の多くが仮設住宅で生活されております。復旧・復興事業の更なる加速化が望まれるところですが、私ども建設業協会といたしましては、1日も早い復興と平安な日々が訪れることを願っているところです。

この3月で瓦礫の処理も終わり、今年の復旧・復興事業は災害復興住宅や防潮堤の建設、土地区画整理事業を導入した復興まちづくり事業などにシフトされていくものと考えられます。

しかしながら、膨大な量の工事発注に伴い、建設用地の問題のほか、生コン等資材の確保、技術者・技能工やダンプなどの機材、さらには宿舍等の不足など多くの困難を抱えております。

一方、建設業を取り巻く状況としましては、震災までの長期にわたる公共投資の削減の中で、行き過ぎた価格競争等により、利益率の低下をもたらし、業界全体が疲弊するなど深刻な問題を発生させており、いまだに業界の体力が回復しているとは言えない状況にあります。

このようなことから、本協会ではこれらの厳しい状況を打開するため、国や岩手県に対し、復旧・復興の推進のための施工確保対策の充実を求めるとともに、入札制度改善に向けた予定価格の事前公表の廃止、失格基準価格の引き上げなどを要望しているところであります。

建設業は地域を支える基幹産業であり、災害に当たっては真っ先に最前線に立って地域住民の生命と財産を守るという重要な任務を担っているところです。

このため、本協会では震災の記憶を風化させず、災害対応能力の維持・向上を図るため、3月11日を岩手県建設業協会防災の日と定め、各種の防災訓練を実施しているところであります。

建設業の経営を維持改善し、本県の基幹産業として持続的な発展をしていく上で、業界構造の改善や建設産業を支える優秀な人材の確保・育成が喫緊の課題であると考えておりますので、早期にこれらの課題に取り組んでまいります。

地域の復興には、多くの困難が山積しておりますが、建設業界としましては国・県・市町村ともども、沿岸・内陸の別なく「オール岩手」で早期の復旧・復興に取り組んでまいり所存であります。

皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご繁栄とご隆盛を心からご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

「知的資産経営 WEEK2013 シンポジウム in 宮城」に参加して

副会長 細川 榮子

「創る！ 守る！ 活かす！ 東北の力!! 知的資産で東北再生『知的資産』という名の財宝を今から一緒に発掘しにいきませんか？」と銘打ったシンポジウムが、3月19日(水)午後1時から「仙台市戦災復興記念館」で開催されました。

このシンポジウムは、日本行政書士会連合会と開催地である単位会とが共催し、24年度は全国4か所(東京・愛知・大阪・岡山)で開かれ、25年度は26年2月17日に愛媛で開催されています。そして、東北で初めての開催地は宮城県でした。

参加者は約230名(多くは宮城県内)で、今まで開催された中で最多の参加人数ということは、「知的資産で東北再生」を中心テーマとした企画から設営まで、準備した方々の努力を計り知ることが出来ました。岩手会からも何人かの会員が参加し、熱心に聞いて下さいました。

オープニングは、東日本大震災後「芸能文化で復興支援」を続けている仙台市の「民族歌舞団・ほうねん座(創立50周年)」による和太鼓演奏と獅子舞の演技で幕が開きました。

宮城会高橋会長の開会挨拶、日行連北山会長の主催者挨拶、宮城県村井知事(代読)ほか来賓挨拶後の「特別講演Ⅰ」は、岩手大学今井潤准教授による「東北の復興・知的資産としての“復興ボード”の取り組み」でした。岩手大学は、従来から産学官連携で起業を支援するなど色々な事に取り組んでいますが、震災で大量に発生したガレキ(廃木材)を再資源化しての「復興ボード活用支援」は、「従来からの人間関係という知的資産が存在していたから成しえた事である」との講演でした。

次は、龍谷大学中森孝文教授の「知恵と工夫は地域の資産」と題した「基調講演」です。

京都府伏見の酒造会社、丹後の牧場、綾部のグンゼ株式会社等の事例から見える知的資産経営(地域資源の活用)の具体例を示し、「多面的にものごとを眺める工夫が不可欠!」「逆境を乗り越える知恵や工夫が強みに変わる!」との言葉で締めました。

続いての「パネルディスカッション」は、パネリストに(株)高橋工業・高橋和志代表取締役、(有)第一圧送・薄賢史専務取締役、葛西彰行政書士(北海道会)、酒井雅史行政書士(宮城会)が討論を交わしました。知的資産経営について関心が高いとは言えない東北で、(株)高橋工業は造船で培った技術を特化し、建築分野で「大谷美術館賞」「ものづくり日本大賞優秀賞」を受賞している事にとっても感動しました。また、経営者(実務者)としての自信から出る一語一語の経営哲学は、とても説得力があり素晴らしいものでした。(有)第一圧送の薄専務は、2代目の33歳。やがて迎える事業承継に備えて会社の雰囲気作りに努力し、8~9割が地元受注でクレームがほとんどないのが強みの会社で頑張っている事にコーディネーターの中森教授からも好意的な発言が出ました。

葛西行政書士(登録40年)は、北海道知的資産経営研究会を設立し、代表に就任して実際に支援した2事例(再生を目指した取り組み)を報告し、「行政書士だからこそ出来る!」との言葉が印象的でした。酒井行政書士は、「理事・ふるさと再生支援事業特別委員会委員長」であり、宮城会の現状と自らの思いを語りました。

「特別講演Ⅱ」は、行政書士でもある片山さつき参議院議員の「東北における中小企業の知的資産経営・事業再生とアベノミクスについて」でした。来場しての講演ではなかったのはとても残念でしたが、歯切れの良い行政書士応援トークがDVDから流れてきました。

東北6県の特産物の抽選会もあり、会場との一体感を強く感じた今回の「シンポジウム in 宮城」のエンディングは、宮城県三桜高校音楽部の合唱でした。震災復興支援ソング「花は咲く」を聴き(共に歌い)、参加者の中には涙ぐんでいる人も多くいました。歌詞にある「わたしは何を残しただろう・・・」の言葉が心に深く浸み込んで離れず、とても印象に残るシンポジウムだったことをお伝え致します。

自動車登録無料相談員・軽自動車書類作成アドバイザーの派遣及び研修会の報告

業務受託対策委員会 委員長 畠山 弘

岩手県行政書士会では東北運輸局岩手運輸支局及び岩手県軽自動車検査協会からの依頼を受け、年度末の繁忙期に自動車登録無料相談員及び軽自動車書類作成アドバイザーを派遣しております。平成25年度も無事に事業を実施することができました。ご協力いただいた会員各位にお礼申し上げます。

今回の自動車登録無料相談及び軽自動車書類作成支援は、前年度より業務受託対策委員会の担当となり、3月24日から31日までの平日6日間、東北運輸局岩手運輸支局と岩手県軽自動車検査協会にて行われ、普通自動車では相談員延べ34名で相談件数299件、軽自動車ではアドバイザー延べ12名で相談件数284件という実績となりました。

さて、この事業が当委員会の担当となったことから当委員会では独自に研修会を実施してきました（会場：盛岡地区勤労者共同福祉センター）。この研修は自動車登録相談員・軽自動車アドバイザー候補者を育成することを第一の目的とし、研修の内容は登録・書類作成の初心者を対象として行ないました。「OCRシートって何?」、「登録印紙ってどこで買うの?」という初歩から入り、各種申請書類作成をシュミレーションする等、オーソドックスで実務に直接つながるものとなっています。また、研修後に運輸支局と軽自動車検査協会を案内する機会を設けたところ、こちらも多くの会員が参加しました。

今後も、本会及び各支部での自動車登録研修と協力して、新たな改善を加えて実施していきたいと考えています。相談員経験のある会員の方々にも、知識の再確認として有効な研修ですので、是非ご参加下さい。

また、今回研修に参加された皆さまにおかれましては、今後は相談員としてご協力いただけますようお願い致します。



3.31 自動車登録無料相談



12.18 自動車登録相談員基礎研修会

【研修開催概況】

○12月18日 第1回自動車登録相談員基礎研修会

「自動車登録相談員基礎研修」

講師：紫波支部 宝木 久男 会員

受講者35名

○1月29日 第2回自動車登録相談員基礎研修会

「移転登録・変更登録の復習と抹消登録の基礎」

講師：盛岡支部 横山 勝 会員

受講者36名

○2月26日 第3回自動車登録相談員基礎研修会

「軽自動車届出手続き」

講師：水沢支部 広野 善弘 会員

「自動車登録の復習」

講師：畠山 弘 業務受託委員長

受講者36名

「コスモスいわて」の活動について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター岩手県支部長 広野 善弘

当コスモス成年後見サポートセンター岩手県支部（以下、「コスモスいわて」）は平成24年9月に設立し、成年後見制度の普及活動、成年後見人の養成、成年後見人の指導・監督を行っております。毎年4月は当法人の広報月間として各県支部において成年後見制度の周知と普及を目的に各種講演会・相談会を開催しております。コスモスいわても岩手県行政書士会を始め関係機関の岩手県、盛岡市、奥州市、岩手県・盛岡市・奥州市の各社会福祉協議会からのご後援を頂き、以下の内容で市民公開講座及び無料相談会を開催いたしました。

◎開催日時 平成26年4月12日(土) 盛岡会場 いわて県民情報交流センター「アイーナ」

平成26年4月19日(土) 奥州会場 奥州市市民プラザ多目的ホール

◎講演内容 「老後の安心……成年後見、相続、遺言について知みましょう」

講師：コスモスいわて 支部長 広野 善弘

各会場の開催状況ですが盛岡会場は講演会参加者が10名、無料相談会が2組で、奥州会場は講演会参加者が23名、相談会が7組でした。相談者は日々の生活の中で成年後見制度の利用を切実に必要としており、具体的な手続きの進め方や制度の詳しい中身などを、時間をかけて聞いていかれました。昨年度の相談者の方の中で、実際にこの成年後見制度を利用した方がおりました。相談者からはお礼の言葉を数多くいただいております。



4.19 奥州会場 市民公開講座

成年後見制度は平成12年に「介護保険制度」とともに、高齢者・障害者を支える制度として、法律の分野での権利擁護のための支援としてスタートしております。平成24年12月末時点における、成年後見制度の利用者数は合計で16万6,289人であり、対前年比8.5%の増加となっております。認知症の発生割合からみると、制度の利用予定者数はこの10倍はあるのではと見られている状況です。

成年後見の申し立ての動機については平成24年では預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっております。同じ年の数値ですが、成年後見人等と本人との関係において、親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）が成年後見人等に選任された割合が全体の51.5%で、制度開始以来、初めて親族が成年後見人等に選任されたものを上回りました。

成年後見人等に選任されることはご本人の人生に大きく関わることで、成年後見業務は非常に厳しいものでもあり、それなりの心構えが必要です。必ずしも後見人になるばかりではなく、町の法律家として後見制度について伝えることも大切なことです。

コスモスいわては知名度はまだまだですが、岩手での成年後見制度の普及や組織の充実をはかり、知名度を少しずつでも高めていければと思っております。

事務所訪問

「おじゃまします！」

久慈スペシャル

今回は「久慈スペシャル」と題しまして、三鉄全線開通に沸く久慈市内の2事務所を訪問させていただきました。まずはじめは、県会の企画開発部長を務めておられる下道 利幸 会員です。

「したみち法務行政書士事務所」に、おじゃまします！

——まずは、行政書士になられた経緯をお聞かせください。

私は、出身は普代村、高校は久慈でした。一度東京に出た時に資格は取っていて、29歳でこちらに戻ってきて昭和58年8月12日に登録、おかげさまで30周年を迎えました。開業当時の先輩にはこれだけでは食えないぞと言われ、司法書士や社労士なども少し勉強してみましたが、行政書士の仕事を始めてみたら、面白くてやりがいのある仕事だなと、結局はこれ一本です。



——当初からたくさん仕事があったのですか？

特に営業というほどのことはしませんでした。挨拶だけは…高校の野球部で鍛えられたので、知り合いはもちろん会う人会う人にしっかり挨拶をして、何とか仕事もいただけるようになったと思います。

——事務所の概要やおもになさっている業務についてお聞かせください。

事務員4人、バイト1人と一緒にやっています。車庫証明や自動車登録からスタートして、会社関係や会計業務もやっています。最近は被災・復興関係の相続のご相談も多いですね。とにかく、行政書士でできることは断らずに何でもやろうと思っています。できないことは、こちらから他土業の方などにつないでやればいわけですから。

——今までお仕事をされてきて、大変だったことや、心に残っている仕事などはありますか？

開業2年目にやった最初の建設業許可は心に残っています。まだ手書きやタイプライターの時代ですよ。受理された時は本当にうれしかったですね。行政書士の仕事というのは、許可が取ればお客さんに喜んでもらえますし、会社の方向を決めるという大事な仕事だなと思いますね。



——ご趣味などありましたら、教えてください。

読書は好きですね。人の生き方・考え方を知るのが面白いです。最近では百田尚樹さんという作家の本をよく読みます。話題になった『永遠の0』は映画も見に行きました。『海賊とよばれた男』は面白いですよ。出光佐三という実在の人物の話で、その人の言葉、「日本国民として俯仰天地に愧(は)じざることを誓う」…私もこうありたいと思います。

——後輩会員へのアドバイス等をお願いします。

話があった時にすぐできないと断るのではなく、何かできることはないかと考える。例えば、家を建てたとき、登記の前に住所を移すといいと助言できます。「登記」と言われてすぐ断るのではなく、できるところまでやってつなぐ。頭を悩ませることも多いですが、

そういう姿勢でいれば行政書士の仕事はどんどん広がっていくと思いますよ。

——行政書士に対する熱い思いが伝わってきます。本日は大変ありがとうございました。

祝！三陸鉄道全線 運行再開

次に訪問させていただいたのは、久慈支部長を務めておられる大澤 仁悦 会員です。愛犬テトちゃんがお出迎えしてくれました。

「大澤仁悦行政書士事務所」に、おじゃまします！



——まずは、行政書士になられた経緯、事務所の概要などをお聞かせください。

測量士との兼業です。先に測量士を東京でやっていまして、こっちに戻ってきて行政書士資格を取り、昭和59年2月に開業しました。事務所はあの方（奥様）が経営者で、私は雇われてるようなもんです。犬たちもあの方の言うことしか聞きません。わかるんですね、力関係が。まあ、二人でけんかしながら仲良くやっております。



——おもな業務について、苦労されていることなどもお聞かせください。

建設業や産廃業、農地関係が主です。測量がらみで図面を作ることが多いです。最近はいいたいマニュアル通りでしょうが、微妙なときもありますよね、担当者が変わったときとか。案件によってどこまでのものに仕上げるか、講習会などに参加して、落としどころを探るといいますか、そこが難しいところですかね。

——ご趣味がいろいろありそうですね。

飛行機にカメラを載せて飛ばしています。パイロットと呼んでください。もともと機械をいじるのが好きなんです。自分で改良したり、部品を組み合わせで作ったりもします。空から（カメラで）ものを見るというのが面白くてね。高所恐怖症だったけど訓練して克服しました。上空で鳥を真正面から撮りたいんだけど、まだなかなか。



いちおう仕事にも活かせる趣味ということで。山の上空からの写真を添付することで説得力が出るとかね、役立ってますよ。

愛用のマルチコプター2機
小さい方を飛ばして見せていただきました。



くまモン大好き！

——後輩会員へのアドバイスをお願いします。

間口を押さえるというかね。何かあったとき相談に乗れる、あの人に頼もうと思ってもらえる、お客さんの窓口になれるかどうか勝負だと思います。行政書士の仕事は、幸い、もやっと広いからね。いろんな窓を持って、資格にこだわるんじゃなく、専門家ぶらずにね。

——座右の銘はありますか？

「人生ところてん！」子育てだなんだしてるうちに、後ろから押されて、ぽちゃっと落ちて、はい、いっちょあがり！

——おあとがよろしいようで。本日は、楽しくてためになるお話を、大変ありがとうございました。

本会の動き

(平成26年1月1日～平成26年3月31日)

1月 7日	新年挨拶廻り 10:00 ～ 15:00 田村格会長、細川榮子副会長、及川暉久副会長、畠山弘副会長
1月 7日	盛岡商工会議所新年賀詞交換会 16:00～ 場所：メトロポリタン盛岡ニューウイング 出席：細川副会長
1月 8日	法テラス気仙相談日 相談員：小野寺豊文会員 10:30 ～ 15:30
1月 8日	野田村役場相談会 相談員：下道利幸会員 14:00 ～ 19:00
1月 9日	法テラス大槌相談日 相談員：岡田秀治会員 10:30 ～ 15:30
1月 10日	第7回総務・経理部会 10:00～17:00 場所：事務局 出席：細川副会長、阿部芳夫部長、小笠原和彦次長、廣嶋文哉部員、坂本眞悦部員
1月 11日	山田町なんでも相談会 相談員：隅田哲晴会員、小笠原和彦会員 10:00 ～ 15:00 場所：山田町大沢ふるさとセンター
1月 11日	釜石市なんでも相談会 相談員：露崎二三男会員、猪又信幸会員 10:00 ～ 15:00 場所：釜石市長内集会所
1月 11日	陸前高田市なんでも相談会 相談員：休石庄太郎会員、上總隼会員 10:00 ～ 15:00 場所：陸前高田市役所3棟第3会議室
1月 15日	〔花巻支部〕無料相談会 13:30 ～ 15:30 場所：花巻市役所本庁会議室
1月 15日	外国人のための無料相談 相談員：横山勝会員 15:00 ～ 18:00 場所：国際交流センター
1月 16日	〔水沢支部〕無料相談会 10:00 ～ 16:00 場所：奥州市民活動支援センター
1月 16日	法テラス大槌相談日 相談員：金矢健次会員 10:30 ～ 15:30
1月 17日	〔連合会〕新年賀詞交歓会 場所：ANA インターコンチネンタルホテル東京 出席：田村会長
1月 18日	もりおか復興支援センター 相談員：高橋正彦会員、村上有美会員 10:00 ～ 15:00
1月 20日	大船渡地区被災者相談支援センター 相談員：小田島正志会員 10:00 ～ 15:00
1月 21日	釜石市地区被災者相談支援センター 相談員：畠山弘会員 10:00 ～ 15:00
1月 21日	東京電力風評被害損害賠償請求個別相談会 13:00～15:00 相談員：菊池利美会員、八幡美和会員、露崎二三男会員、廣嶋文哉会員 場所：奥州市岩谷堂地区センター
1月 22日	法テラス気仙相談日 相談員：菊池敏江会員 10:30 ～ 15:30
1月 23日	広報・監察部会 場所：岩手県行政書士会事務局 出席者：畠山副会長、多田恵美子部長、阿部隆次長、村上有美次長、上總隼部員、永田依津子部員
1月 23日	第6回業務研修会/消費税法改正について 13:30～15:15 参加者：田村会長以下71名 新年のつどい・懇親会 17:30 ～ 19:30 参加者：47名 場所：ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング
1月 23日	外国人のための無料相談 15:00 ～ 18:00 場所：北上市国際交流ルーム
1月 24日	宮古地区被災者相談支援センター 相談員：廣嶋文哉会員 10:00 ～ 15:00
1月 27日	行政書士試験合格発表 合格者32名
1月 28日	陸前高田市役所相談会 相談員：千葉智会員 10:00 ～ 15:00
1月 29日	第2回自動車登録相談員基礎研修会 13:30 ～ 16:30 場所：盛岡地区勤労者共同福祉センター 参加者：36名
1月 30日	法テラス大槌相談日 相談員：田中抄織会員 10:30 ～ 15:30
1月 30日	3.11復興支援プロジェクト会議 10:00～12:00 農林会館第2会議室 出席：田村会長以下9名

2月 6日	「暮らしと事業」相談 相談員：横山勝会員 10:00 ～ 16:00 場所：パルクアベニューカワトク8階 相談室
2月 6日	〔水沢支部〕無料相談会 10:00 ～ 16:00 場所：奥州市民活動支援センター
2月 6日	法テラス大槌相談日 相談員：中屋敷勤会員 10:30 ～ 15:30
2月 7日	〔紫波支部〕研修会・新年会 15:00～17:00, 17:30～19:30 場所：紫波グリーンホテル
2月 8日	山田町なんでも相談会 相談員：露崎二三男会員、畠山弘会員 10:00 ～ 15:00 場所：山田町船越防災センター
2月 8日	釜石市なんでも相談会 相談員：佐藤史朗会員、猪又信幸会員 10:00 ～ 15:00 場所：釜石市唐丹公民館
2月 8日	陸前高田市なんでも相談会 相談員：細川榮子会員、阿部隆会員、永田依津子会員、上總隼会員 10:00 ～ 15:00 場所：陸前高田市役所3棟第3会議室
2月 12日	法テラス気仙相談日 相談員：菊池利美会員 10:30 ～ 15:30
2月 12日	野田村役場相談日 相談員：大澤仁悦会員 14:00 ～ 19:00
2月 13日	法テラス大槌相談日 相談員：横山勝会員 10:30 ～ 15:30
2月 15日	もりおか復興支援センター 相談員：大畑美知子会員、駿河純子会員 10:00 ～ 15:00
2月 17日	大船渡地区被災者相談支援センター相談日 相談員：八幡美和会員 10:00 ～ 15:00
2月 18日	釜石地区被災者相談支援センター相談日 相談員：永田依津子会員 10:00 ～ 15:00
2月 19日	〔花巻支部〕無料相談会 13:30 ～ 15:30 場所：花巻市役所本庁会議室
2月 19日	外国人のための無料相談 15:00 ～ 18:00 場所：国際交流センター
2月 20日	〔水沢支部〕無料相談会 10:00 ～ 16:00 場所：奥州市民活動支援センター
2月 21日	宮古地区被災者相談支援センター相談日 相談員：加美山裕会員 10:00 ～ 15:00
2月 21日	第8回総務・経理部会 10:00～17:00 場所：事務局 出席：細川副会長、阿部芳夫部長、廣嶋文哉部員、坂本眞悦部員
2月 22日	行政書士記念日
2月 22日	大槌町なんでも相談会 相談員：細川榮子会員、阿部英男会員、畠山弘会員、大畑美知子会員、猪又信幸会員 場所：シーサイドタウンマスト
2月 26日	法テラス気仙相談日 相談員：細川榮子会員 10:30 ～ 15:30
2月 26日	第3回自動車登録相談員基礎研修会 13:30 ～ 16:30 場所：盛岡地区勤労者共同福祉センター 参加者：36名
2月 27日	法テラス大槌相談日 相談員：多田恵美子会員 10:30 ～ 15:30
2月 27日	外国人のための無料相談 15:00 ～ 18:00 場所：北上市国際交流ルーム
3月 4日	3.11復興支援プロジェクト会議 13:30 ～ 16:00 農林会館第2会議室 出席：田村会長以下12名
3月5～7日	〔連合会〕ADR調停人講師養成研修 場所：行政書士会館地下講堂 参加者：廣嶋文哉司法ADR委員長、坂本眞悦司法ADR副委員長
3月 6日	「暮らしと事業」相談 10:00 ～ 16:00 場所：パルクアベニューカワトク8階相談室 相談員：上總隼会員
3月 6日	〔水沢支部〕無料相談会 10:00 ～ 16:00 場所：奥州市民活動支援センター
3月 6日	法テラス大槌相談日 相談員：中澤弘文会員 10:30 ～ 15:30
3月 8日	山田町なんでも相談会 相談員：細川榮子会員、露崎二三男会員、畠山弘会員 10:00 ～ 15:00 場所：山田町中央コミュニティーセンター2階集会室

3月 8日	釜石市なんでも相談会 相談員：大畑美知子会員、猪又信幸会員 10:00 ～ 15:00 場所：シープラザ釜石
3月 8日	陸前高田市なんでも相談会 相談員：阿部英男会員、上總隼会員 10:00 ～ 15:00 場 所：陸前高田市役所3棟第3会議室
3月 11日	第6回理事会 10:00～16:00 場所：農林会館7階会議室 出席：田村会長、細川副 会長、畠山副会長、古澤伸理事、村上育美理事、阿部隆理事、坂本忍理事、阿部芳夫理 事、下道利幸理事
3月 12日	法テラス気仙相談日 相談員：休石庄太郎会員 10:30 ～ 15:30
3月 13日	野田村役場無料相談日 相談員：下道利幸会員 14:00 ～ 19:00
3月 13日	法テラス大槌相談日 相談員：隅田哲晴会員 10:00 ～ 16:00
3月 15日	もりおか復興支援センター 相談員：岡田秀治会員、露崎二三男会員 10:00 ～ 15:00
3月 15日	平成25年度行政書士試験実施報告会 13:30 ～ 16:30 場所：行政書士試験研究センター 出席：田村会長
3月 15日	第7回業務研修会/続：戸籍の見方と相続の仕組み 13:30 ～ 16:30 場所：岩手県自 治会館 参加者：81名
3月 17日	大船渡地区被災者相談支援センター 相談員：阿部芳夫会員 10:00 ～ 15:00
3月 18日	日本政策金融公庫と覚書調印式 場所：日本政策金融公庫盛岡支店 14:00～15:00 出席：田村会長、細川副会長、及川副会長、畠山副会長、阿部総務経理部長
3月 18日	釜石地区被災者相談支援センター 相談員：廣嶼文哉会員 10:00 ～ 15:00
3月 19日	知的資産経営 WEEK2013 シンポジウム in 宮城 場所：仙台市戦災復興記念館 記念ホール
3月 19日	〔花巻支部〕無料相談会 13:30 ～ 15:30 場所：花巻市役所本庁会議室
3月 19日	外国人のための無料相談 15:00 ～ 18:00 場所：国際交流センター
3月 20日	〔水沢支部〕無料相談会 10:00 ～ 16:00 場所：奥州市民活動支援センター
3月 22日	広報・監察部会 13:30 ～ 17:00 場所：農林会館7階会議室 出席：畠山副会長、 多田恵美子部長、阿部隆次長、村上育美次長、上總隼部員、永田依津子部員
3月 24～ 28、31日	自動車登録相談 場所：東北運輸局岩手運輸支局 相談員：延べ34名 8:45～16:00 軽自動車書類作成アドバイザー 場所：岩手県軽自動車検査協会 アドバイザー：延べ12名
3月 25日	陸前高田市役所無料相談日 相談員：千葉智会員 10:00 ～ 15:00
3月 26日	法テラス気仙相談日 相談員：金矢健次会員 10:30 ～ 15:30
3月 27日	法テラス大槌相談日 相談員：坂本真悦会員 10:30 ～ 15:30



3月15日 第7回業務研修会

「続：戸籍の見方と相続の仕組み」

前年度に引き続き、二度目となる工藤 進 先生（盛岡地方方法務局登記相談員）を講師にお招きした業務研修会は、受講者81名と多数の参加がありました。昨年12月5日に成立した民法改正に係る相続等の留意点を、重点的にご講義いただき、大変有意義な研修会となりました。

本会の動きにズームイン！！

いつも、なんとなく見過ごしてしまいがちな、本会の動き。これって、誰が、どんなことをしているの？に注目してみました。初回は、“外国人のための無料相談”にズームイン！！

相談会場は、いわて県民情報交流センター(アイーナ)5F国際交流センター。(毎月第3水曜日 15:00～18:00)本日の相談員は、申請取次管理委員会 委員長でもある盛岡支部の横山 勝 会員です。(※外国人のための無料相談は、北上市の国際交流ルームでも行われています。)



🐾早速、横山さんに質問です。

Q. この相談会が始まった経緯は？

この相談会は、自分が登録する以前から、外国人業務に取り組んでいた諸先輩方によって任意で行われていました。平成17年4月から、国際交流協会が主催となり、その後会場もアイーナに移り、現在に至っています。

Q. どの国の方の相談が多いですか？

圧倒的に中国。次に、フィリピン、韓国など。日本人からも多いです。

Q. どのような相談が多いのですか？

身分系の相談が多いです。結婚、離婚、相続、夫婦間の問題、家族の呼び寄せなど。(人生相談のような感じのものもある)

Q. 相談員に語学力は必要ですか？

相談者は、日本語が堪能な知り合いを同伴でくることが多いし、また、日本語が話せない相談者には国際交流協会の方が通訳に入ってくださいるので、基本的に不要だと思っています。

Q. 震災前と震災後では、何か変化はありましたか？

震災後、一時的に帰国する外国人が多かったが、また戻ってきているようです。

Q. 相談員をしていて良かったな、と思う瞬間は？

これは、外国人の相談に限らないことですが、相談者がアドバイスを受け、ホッとしている様子を見ると、少しでもお役に立てて嬉しく思います。相談者には、日本人配偶者のDVなどで心身ともに傷ついた女性も多いので・・・。

Q. 取材当日も2件の予約がありました。皆さんは、どのようにして相談会のことを知るのでしょうか？

国際交流協会のHPや様々な情報誌、また、IBCラジオ『ワイドステーション』(毎月最終火曜日)の中で、日本語・中国語・英語の多言語により相談会の告知がなされています。

(呉 慧敏さん)



🐾 15時と16時に予約が入っており、忙しい合間をぬっての取材となりました。横山さん、どうもありがとうございました。

また、国際交流協会の呉 慧敏さん、取材へのご協力、本当にありがとうございました。

会員の動向

(敬称略)

入会

おめでとうございます

	村松 満雄 (H26. 2. 1入会)	宮古支部
	震災後、生活支援相談員をやらせていただきましたが、地方公務員の経験を生かし行政書士として社会貢献したいと考え入会させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。	下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松14番地5 【村松満雄行政書士事務所】 0194-22-2568
	高橋 良一 (H26. 2. 15入会)	水沢支部
	2月に入会させていただきました。行政経験を活かした地域活動に向いている仕事と思っています。これからは、研鑽を積み行政相談会などに協力し地域に役立つよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。	胆沢郡金ヶ崎町六原野中48番地 【高橋良一法務行政書士事務所】 0197-43-2302
	小野 寺 俊 博 (H26. 3. 1入会)	水沢支部
	不動産コンサルティング業務を主として行っていました。幅広く知識が求められることから、3月に登録し入会しました。よろしくご指導お願いいたします。	奥州市水沢区東大通り三丁目3番33号 【おのしょう行政書士事務所】 0197-47-3454
	野田 忠 幸 (H26. 3. 1入会)	釜石支部
	不動産業 30 年を契機に、新たな可能性に挑戦することになりました。皆様のご指導を宜しくお願い致します。	釜石市野田町3丁目4番40号 【行政書士野田忠幸事務所】 0193-21-2120
	佐藤 義 和 (H26. 3. 15入会)	盛岡支部
	岩手県警、盛岡市役所を退職し、第三の仕事として登録入会させていただきました。御指導のほどよろしくお願いいたします。	盛岡市本宮二丁目10番26号 【佐藤義和行政書士事務所】 019-636-3292

変更

よろしくお願いいたします

変更日	氏 名	支部	新 事 務 所 所 在 地	新電話番号
H26.1.31	千葉 捷男	盛岡	滝沢市上鵜飼111番地	—
H26.1.31	川本 史彦	盛岡	滝沢市菓子208番地31	—
H26.1.31	佐々木 哲	盛岡	滝沢市鵜飼向新田159番地7	—
H26.1.31	佐藤 正身	盛岡	滝沢市湯舟沢30番地30	—
H26.1.31	佐藤 真	花巻	花巻市中根子字古館10番地	0198-29-4777
H26.2.28	高橋 好明	北上	—	0197-72-5127
H26.2.28	武田 健治	盛岡	滝沢市鵜飼迫35番地6	—
H26.2.28	高橋 辰雄	盛岡	滝沢市菓子276番地76	—
H26.2.28	近藤 忠義	盛岡	滝沢市鵜飼細谷地19番地4	—

退会

大変お疲れさまでした

H26. 3. 31付 荒谷 幸示 (二戸支部)

経営状況分析のご申請は 実績と信頼の

一般財団法人建設業情報管理センターへ

経験豊富なスタッフが懇切丁寧にお応えいたします。

取扱実績
No.1

消費税率引き上げに伴う経営状況分析手数料の改定について

今般、平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴い、平成26年4月1日受付分より下記の通り経営状況分析手数料を改定させていただきました。

このたびの改定は、政府の打ち出している「消費税の円滑かつ適正な転嫁」に沿ったものでございます。

何卒、ご理解いただき、経営状況分析のご申請につきましては、当財団をご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

新旧分析手数料

電子申請の場合	現行料金	12,000円	(基本料金11,429円、消費税等571円)
	新料金	12,340円	(基本料金11,426円、消費税等914円)
郵送申請の場合	現行料金	13,500円	(基本料金12,858円、消費税等642円)
	新料金	13,880円	(基本料金12,852円、消費税等1,028円)

※改定料金について

電子申請、郵送申請ともに現行の基本料金に消費税等8%相当額をプラスした金額から、10円未満を切り捨てて設定しております。(基本料金の値上げは行っておりません。)

無料ソフト「CIIC分析パック」

経営状況分析申請書・財務諸表を簡単作成！
ホームページからダウンロード！会員登録不要！

無料ソフト シリーズ

「CIIC許可・経審申請パック」

建設業許可・経営事項審査の申請書類作成

「CIIC経審アンサー」

経営事項審査の評点確認

電子申請で分析手数料割引

「CIIC分析パック」で簡単申請！

データの二重入力不要

次のソフトから「CIIC分析パック」へ出力！

(株)クリックス様	許認可プロ①【建設業】
(有)ホックス様	CONPAS
(株)ナレッジコア様	経審大臣(R)～経審大臣Premium(R)
(株)ケイ・プロダクト様	建許くん・Dr.経審・経審くん
(株)日本コンサルタントグループ様	経審博士11+Form
(株)建設総合サービス様	経審マスター
あさかわシステムズ(株)様	経審マスター

※ソフトの操作方法等は、直接、各社にお問い合わせください。
(会社名は順不同とさせて頂いております。)

3営業日以内に結果通知書発行

※確認、照会を要する場合はお時間をいただくことがあります。

●お役立ち情報「CIICメールマガジン」のお申し込みは

お客様名とメールアドレス▶ touroku@ciic.or.jp

経営状況分析のご申請、「CIIC分析パック」につきましては、お気軽に支部・事務所までお問い合わせください。

「CIIC許可・経審申請パック」「CIIC経審アンサー」のお問い合わせは 03-5565-6236 までお願いいたします。

登録経営状況分析機関 登録番号 1

<http://www.ciic.or.jp>

CIIC

検索

CIIC 一般財団法人建設業情報管理センター



当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)に関するISO規格(27001)の認証を取得しています。

東日本支部

■北海道・東北地区	03-3544-6903
■関東地区	03-3544-6901
■中部・北陸地区	03-3544-6902
■北海道事務所	011-222-2688

西日本支部

■近畿地区	06-6767-2801
■中国・四国地区	06-6767-2802
■九州・沖縄地区	06-6767-2803
■九州事務所	092-483-2841



北日本銀行

取締役頭取 佐藤 安紀

盛岡市中央通一丁目6番7号 TEL: 019-653-1111 (代表)

2月22日行政書士記念日 PR活動を実施しました。

内容は以下のとおりです。ご覧いただけましたでしょうか。ぜひ、ご感想をお寄せください。

- 日行連のイメージキャラクター「ユキマサくん」を起用した15秒テレビCM
IBC岩手放送 2月16日(日)～22日(土) (7日間) 放送本数 35本
- IBC岩手放送「じゃじゃじゃTV」内での90秒間スポットPR
- 「ユキマサくん」を起用し行政書士の業務内容を記載したバス車内ポスター
県内各路線バス 203台に掲示 2月13日(木)～22日(土) (10日間)



～ テレビCMの2コマです ～

田 編集後記 田

前号の表紙でお届けした、蒸気機関車「SL 銀河」一火入れ後の勇姿—はおかげ様で皆様からのご好評を頂きました。今月お届けする表紙については、事務所訪問の取材で久慈市に出向いた際の北リアス線の様子、桜の咲く石割桜とお届けした岩手山のどれにしようかと随分と悩みました。とにかく、本県のイメージをとということで「岩手山」に決定しました。また、誌面づくりにも工夫を重ねたつもりですが、如何でしたでしょうか。皆様のご意見やご提案で、ますます中身を充実させていきたいと存じますので、どしどしご意見ご要望をお寄せください。〔広報監察部 阿部 隆〕